明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令（環境一三）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務二〇六）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同二〇七）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三二八）　二
○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（厚生労働二五一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産九一三～九一七）　三
○農薬の登録が失効した件（同九一八）　四
○都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画を認可した件（国土交通八六六）　五
○道路に関する件（北海道開発局八三～八七）　六

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕
内閣　人事院　水産庁　六

〔叙位・叙勲〕　六

〔官庁報告〕
官庁事項　六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七

〔公　告〕
公聴会
国指定沖ノ島鳥獣保護区沖ノ島特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　七
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三〇

省　令

○環境省令第十三号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第十三条第二項の規定に基づき、悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月九日

環境大臣臨時代理
国務大臣　野村　哲郎

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

表主たる事務所の所在地の欄中「東京都新宿区高田馬場二丁目十四番二号」を「東京都新宿区四谷三栄町六番六号」に改める。

附　則

この省令は、令和五年九月十一日から施行する。